

消防予第 52 号  
平成 9 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

## 消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について (通知)

消防法施行令の一部を改正する政令(平成 9 年政令第 56 号)及び消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件(平成 9 年自治省告示第 57 号)が平成 9 年 3 月 24 日に公布された。

今回の改正は、消防用設備等の技術上の基準に使用する計量単位について国際単位系に係る計量単位に対応する規定の整備を図るとともに、消費税の税率の引上げ及び地方消費税の創設に伴い検定対象機械器具等に係る試験の手数料の額について見直しを行ったものである。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

なお、消防用設備等の技術上の基準に関する部分の運用については、別途通知する予定であるので、念のため申し添える。

### 記

#### 第 1 消防法施行令の一部改正について

1 計量法の改正(平成 4 年法律第 51 号)により、取引又は証明に使用される計量単位が国際単位系とされたことを踏まえ、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の技術上の基準に使用する圧力単位が、国際単位系に係る計量単位に改められたこと(第 11 条及び第 19 条関係)。

2 消費税の税率の引上げ及び地方消費税の創設に伴い、日本消防検定協会等が行う検定対象機械器具等の型式承認に係る試験の手数料の額(消防法施行令第 41 条第 1 項)が、別添 1 のとおり改められたこと(別表第 3 関係)。

3 この政令は、1 については平成 11 年 10 月 1 日から、2 については平成 9 年 4 月 1 日から施行することとされたこと(附則第 1 項関係)。

4 1 に係る改正後の規定の施行の際に現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備に係る技術上の基準につ

いては、改正後の規定にかかわらず、従前の例によることとされたこと(附則第 2 項関係)。

第 2 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部改正について

1 消費税の税率の引上げ及び地方消費税の創設に伴い、日本消防検定協会等が行う検定対象機械器具等の型式承認に係る試験の手数料の額(消防法施行令第 41 条第 1 項第 1 号)が、別添 2 のとおり改められたこと。

2 この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行することとされたこと。

別添 1  
型式試験の手数料の額

検定対象機械器具等の種別		型式試験の手数料の額
泡消火薬剤		1 件につき 30,400 円
結合金具		1 件につき 20,100 円
火災 感知 報知 設備	熱アナログ式スポット型	1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 58,300 円 2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 67,000 円
	イオン化式スポット型、光電式スポット型及び光電式分離型	1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 60,700 円(多信号機能を有するものにあつては 60,700 円に 1 信号増すごとに 20,200 円を加えた額) 2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものについて算定した額に 23,700 円を加えた額
	煙複合式スポット型	1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 80,600 円 2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 104,300 円

	イオン化アナログ式スポット型	<p>1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 106,300 円</p> <p>2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 130,000 円</p>
	光電アナログ式スポット型及び光電アナログ式分離型	<p>1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 106,200 円</p> <p>2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 129,900 円</p>
	熱煙複合式スポット型	<p>1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 82,800 円</p> <p>2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 106,500 円</p>
	紫外線式スポット型及び赤外線式スポット型	<p>1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 81,300 円</p> <p>2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 105,000 円</p>
	紫外線赤外線併用式スポット型	<p>1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 98,300 円</p> <p>2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 122,000 円</p>
	炎複合式スポット型	<p>1 自動試験機能等対応機能を有しないもの 1 件につき 106,200 円</p> <p>2 自動試験機能等対応機能を有するもの 1 件につき 129,900 円</p>
発信機	M 型	1 件につき 46,000 円
中継器		1 件につき 自動試験機能等を有しないものにあつては、23,300 円(蓄積式)

		のもの(アナログ式の機能を有するものを除く。)にあつては 30,400 円、アナログ式のもの(蓄積式の機能を有するものを除く。)にあつては 35,500 円、蓄積式及びアナログ式の機能を有するものにあつては 42,400 円)
受信機	P 型 1 級	1 自動試験機能等を有しないもの 1 件につき 27,500 円(2 信号式のもの(蓄積式の機能を有するものを除く。)又は蓄積式のもの(2 信号式の機能を有するものを除く。)にあつては 37,700 円、2 信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては 45,800 円) 2 自動試験機能等を有するもの 1 件につき 自動試験機能等を有しないものについての額に、自動試験機能を有するものにあつては 25,600 円を加えた額
	P 型 2 級	1 自動試験機能等を有しないもの 1 件につき 18,300 円(2 信号式のもの又は蓄積式のものにあつては 26,400 円、2 信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては 32,500 円) 2 自動試験機能等を有するもの 1 件につき 自動試験機能等を有しないものについての額に、自動試験機能を有するものにあつては 25,700 円を加えた額
	P 型 3 級	1 件につき 自動試験機能等を有するものにあつては、自動試験機能等を有しないものについての額に、自動試験機能を有するものにあつては 25,700 円を加えた額
	M 型	1 件につき 60,800 円
	R 型	1 件につき 自動試験機能等を有しないものにあつては、60,800 円(2 信号式のもの又は蓄積式のもの(アナログ式の機能を有するものを除く。以下同じ。)にあつては 68,800 円、アナログ式のもの(蓄積式の機能を有するものを除く。以下同じ。)又は 2 信号式及び

		蓄積式の機能を有するものにあつては 74,900 円、蓄積式及びアナログ式の機能を有するものにあつては 82,600 円)
	G 型	1 件につき 60,800 円
	GP 型 1 級	1 自動試験機能等を有しないもの 1 件につき 60,800 円(2 信号式のもの又は蓄積式のものにあつては 68,800 円、2 信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては 74,900 円) 2 自動試験機能等を有するもの 1 件につき 自動試験機能等を有しないものについての額に、自動試験機能を有するものにあつては 30,800 円を加えた額
	GP 型 2 級	1 自動試験機能等を有しないもの 1 件につき 40,700 円(2 信号式のもの又は蓄積式のものにあつては 47,800 円、2 信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては 53,900 円) 2 自動試験機能等を有するもの 1 件につき 自動試験機能等を有しないものについての額に、自動試験機能を有するものにあつては 26,000 円を加えた額
	GP 型 3 級	1 自動試験機能等を有しないもの 1 件につき 30,400 円(蓄積式のものにあつては、35,500 円) 2 自動試験機能等を有するもの 1 件につき 自動試験機能等を有しないものについての額に、自動試験機能を有するものにあつては 26,000 円を加えた額
	GR 型	1 件につき 自動試験機能等を有しないものにあつては、91,000 円(2 信号式のもの又は蓄積式のものにあつては 101,100 円、アナログ式のもの又は 2 信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては 109,200 円、蓄積式及びアナログ式の機能を有するものにあつては 19,200 円)

閉鎖型スプリンクラーヘッド	1 件につき	87,000 円
流水検知装置	1 件につき	50,600 円
一斉開放弁	1 件につき	50,600 円
金属製避難はしご	立てかけはしご	1 件につき 20,400 円
	つり下げはしご	1 件につき 20,400 円
緩降機	1 件につき	24,200 円

別添 2

型式変更試験の手数料の額

検定対象機械器具等の種別		型式変更試験の手数料の額	
火災 報 知 設 備	感知器	イオン化式スポット型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、20,200 円
		煙複合式スポット型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、26,800 円
		イオン化アナログ式スポット型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、35,400 円
		光電アナログ式スポット型及び光電アナログ式分離型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、35,300 円
		熱煙複合式スポット型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、27,200 円
		紫外線式スポット型及び赤外線式スポット型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、27,000 円
		紫外線赤外線併用式スポット型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、32,700 円
		炎複合式スポット型	1 件につき 自動試験機能等対応機能を有しないものにあつては、35,300 円
受信機	R 型	1 件につき 自動試験機能等を有しないものにあつては、20,100 円(2 信号式のもの又は蓄積式のもの(アナログ式の機能を有するものを除く。以下同じ。))にあつては 22,700 円、アナログ	

		式のもの(蓄積式の機能を有するものを除く。以下同じ。)又は2信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては24,800円、蓄積式及びアナログ式の機能を有するものにあつては27,500円)
	GP型1級	1件につき自動試験機能等を有しないものにあつては、20,100円(2信号式のもの又は蓄積式のものにあつては22,700円、2信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては24,700円)
	GR型	1件につき自動試験機能等を有しないものにあつては、30,300円(2信号式のもの又は蓄積式のもの(アナログ式の機能を有するものを除く。以下同じ。)にあつては33,300円、アナログ式のもの(蓄積式の機能を有するものを除く。以下同じ。)又は2信号式及び蓄積式の機能を有するものにあつては36,300円、蓄積式及びアナログ式の機能を有するものにあつては39,700円)
	閉鎖型スプリンクラーヘッド	1件につき 20,200円
	流水検知装置	1件につき 25,300円
	一斉開放弁	1件につき 25,300円